

共同募金「募金百貨店プロジェクト」実施要項

1. 趣旨

近年、社会経済情勢等の影響により、寄付金額は減少傾向にありますが、その一方で地域福祉の課題は多様化・複雑化しており、今まで以上に地域福祉活動を財政面から支援する共同募金への期待が大きくなっています。

このため、商店や事業所等と連携し、商品の売り上げの一部を共同募金に寄付する「寄付つき商品」を企画し、共同募金「募金百貨店」を開設するプロジェクトを実施します。商店や事業所等が無理なく参加できる社会貢献活動の最初の一步と位置づけることができ、ともに地域福祉の推進を図っていきます。

2. 主催

社会福祉法人東京都共同募金会 清瀬地区協力会
社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会

3. 対象

企業・商店・事業所、福祉関係団体、その他共同募金の趣旨を理解し、地域福祉への貢献を検討している組織・団体

4. 実施期間

平成31年4月1日～ 随時募集

5. 事業内容

- (1) 商店・事業所等は「寄付つき商品」として売り上げた金額に対して、一定金額（比率）の金額を「赤い羽根共同募金」または「歳末たすけあい募金」に寄付をします。
- (2) 寄付金額は、継続ができる無理のない金額（比率）とします。
- (3) 商店・事業所等において、共同募金を通じて社会福祉事業に役立てられる商品であることを明記したチラシ等を作成し、商品の販売等を行います。
- (4) 東京都共同募金会清瀬地区協力会・清瀬市社会福祉協議会は、共同募金を通じた社会貢献活動を目的とした商品として、市民・関係機関・団体等へ紹介します。

6. 商品等の内容

企業、商店、事業所等の本業にメリットがあり、かつ売り上げの一部が共同募金への支援となる、又は顧客が共同募金への支援に参加できる寄付つき商品・企画であること

【メリットの例】

広報力アップ、ブランド・知名度の向上、販路拡大、売上増 等

※寄付金については、法人税法に基づき全額損金扱いになります。

7. 申請の流れ

- (1) 東京都共同募金会清瀬地区協力会へご連絡ください。
- (2) 商店・事業所等の本業を活かした「寄付つき商品・企画」を一緒に創ります。
- (3) 「寄付つき商品・企画」が決定したら、登録申請書等を提出いただき、覚書を締結します。
(募金百貨店プロジェクトに登録となります。登録後、認証マークをお渡しします。)
- (4) 商店・事業所等と本会が協力して広報活動を行います。
- (5) 登録者は、寄付の件数及び金額を報告書により報告します。報告後、寄付金を本会が受け取ります。

【お問合せ先】

社会福祉法人東京都共同募金会 清瀬地区協力会

事務局：社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会

〒204-0011 東京都清瀬市下清戸1-212-4

電話：042-495-5333

FAX：042-495-5335

Eメール：shakyoki116@siren.ocn.ne.jp